

01 女性弁護士でつくる法律事務所（女性）

（ナレーター）皆さん、いかがお過ごしですか。福岡市がお送りする「こころのオルゴール」の時間です。今日は私、福田愛依がお届けします。今日のタイトルは「女性弁護士でつくる法律事務所」です。

福岡市には、在籍する7名の弁護士が全員女性である「女性協同法律事務所」があります。設立されたのは、1989年。男女雇用機会均等法が施行された3年後のことでした。

所長の原田直子さんは、女性の社会進出が進めば、女性が自分自身の問題を解決したいと考えるのではないかと思い、女性弁護士だけの事務所を立ち上げました。性犯罪など同性のほうの話しやすいし、夫婦や男女間の問題では、男女で視点や善悪の判断が全く異なる場合もあると考えたからです。

原田さんは国内で初めてセクシユアルハラメントという言葉を使って注目された「福岡セクハラ訴訟」の原告代理人です。設立から間もなく、ある女性が「勤務先で2年半にわたって上司から性的な誹謗中傷を繰り返された」と相談にきました。女性は社長や専務に被害を訴えましたが、「大人の女性なら笑ってやりすごせ」「仕事はできるが、男を立てることを知らない」と一方的に解雇。簡易裁判所に調停を申し立てても、「女性は性的な噂をされるうちが花」と対応してもら

25

えず、女性の弁護士なら分かってくれないかと考え、相談に来たのです。

30

相談を受けた同僚の弁護士は、その職場には「仕事の中心は男性で、女性は男性をサポートするもの」という価値観が根強くあると考えました。取引先からの信頼も厚かった彼女を、男性同士が手を組んで排除したことは、今後の女性の働き方に関わるものだの問題提起したのです。元上司と会社を相手どった訴訟は、1992年に原告が全面的に勝訴し、被害者を救済するきっかけになりました。

35

原田さんは「最近では女性も社会で活躍し、もう女性差別はないという見方もありますが、女性はこうあるべきだという古い考えを持っている人もまだ大勢います」と話します。夫からのDVを我慢し続けた女性が相談に来て、「やっと理解してもらえた」と涙を流したこともあるそうです。

40

性別を理由に役割や考え方を押し付けることは差別につながります。男性も女性も一人の人間として尊重し合い、皆が自分らしく生きられる社会をつくっていきましょう。

45

(本文939字)